

令和4年4月19日

社会福祉推進議員連盟
会長 衛藤 晟一 様

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会長 井 上



新型コロナウイルス対策並びに 令和5年度予算等に関する要望

日頃より、知的障害福祉の増進にご尽力を賜り感謝申し上げます。

現在、社会保障審議会障害者部会において、障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しに向けた検討が進められていますが障害福祉サービスの更なる充実・発展のため、次のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願い申し上げます。

1. 障害のある方々の望む暮らしの実現に向けて、暮らしを支える基盤整備をお願いいたします。

障害者総合支援法の基本理念では、「身近な場所で日常生活や社会生活を送るための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること」、「どこで、どのように暮らすのかについての選択の機会の確保」が謳われていますが、実際には未だ大きな乖離があります。グループホームは大幅に増加しており社会福祉法人以外の事業者の参入も増えていますが、行動障害のある方や重度の方など専門的な支援を必要とする方を受け入れる事業所は限られており、事業所数は増加しているものの、近隣のホームを利用できず身近な地域と離れた場所で暮らしている方も多くいます。

- 強度行動障害、医療的ケア、高齢化等、個々のニーズにきめ細かく対応できる暮らしの場の整備に向けて、障害者支援施設やグループホームの人員・設備・運営基準等の見直しを行っていただくとともに、障害のある方が希望する住まいの場を選択し、身近な地域で暮らせるよう、様々な形態の暮らしの場の基盤整備に係る十分な予算の確保をお願いいたします。
- 基幹相談支援センター、地域生活支援拠点、自立支援協議会等については法改正等により枠組みは整えていただいたものの、十分な予算と人員の確保が図られていないことから地域間格差が広がっています。地域間格差の是正とこれ

らの事業の一層の充実を図るため、十分な予算と人員の確保をお願いいたします。また、相談支援事業については、中立性と公平性を確保する観点から、障害福祉サービス事業所から独立した運営が可能となるよう、基本報酬の増額をお願いいたします。

2. 障害福祉関係事業所における福祉人材の確保・定着・育成に係る十分な予算の確保をお願いいたします。

社会保障制度の伸展等により、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が期待される中、福祉サービス提供の根幹である福祉人材の確保・定着と、質の高い人材の育成が急務となっています。権利侵害を受けやすい知的障害のある方が安心して障害福祉サービスを利用するためには、質の高い従事者の確保・定着と人材育成が必要不可欠ですが、少子高齢化に伴い労働人口が減少する中、他の産業分野に比べて賃金水準の低い障害福祉サービス事業所は、質の高い人材の確保・定着において極めて厳しい状況に立たされています。

- 経験豊富で専門性の高い人材の確保と職場定着の推進のため、他の産業分野における労働者の賃金水準等を踏まえた適切な給与額が担保できるよう、十分な予算の確保をお願いいたします。

あわせて、障害福祉の現場職員の専門性の明確化に向けた検討を行うとともに、従事者のスキルアップやキャリアアップが可能となるよう、勤務年数や保有する資格、職制等に応じた十分な給与額が担保できる制度設計としていただきますようお願いいたします。

- 政府には、介護、保育、障害などの現場で働く職員の賃金を引き上げる取組を行っていただいておりますが、今後も継続していただくとともに、障害福祉従事者のさらなる処遇改善に向けて、公的価格の更なる引上げをお願いいたします。また、現行の処遇改善加算については、処遇改善加算、特定処遇改善加算、処遇改善特別加算と複雑化した仕組みを簡素化するとともに、対象職種を全職種としたうえで配分における法人裁量の更なる拡大をお願いいたします。

3. 障害児施策の充実に係る予算の確保をお願いいたします。

児童福祉法の改正により、身近な地域で支援が受けられるよう児童発達支援センターの一元化や、18歳以上の障害児入所施設入所者の円滑な移行に向けて、移行調整の責任主体の明確化と移行調整に係る枠組みの構築が図られることとなりました。また、令和5年度に予定されている子ども家庭庁の設置により、障害

のある子どもや社会的養護が必要な子どもなど、様々な困難を抱える子どもや家庭に対する包括的支援の構築が目指されています。

- 障害児施策の発展のため、児童発達支援センターが地域において障害児支援の中核的な役割を担うことができるよう、配置人員を増やすとともに、専門性の高い人材を配置していただきますようお願いいたします。
- 障害のある子どもを家庭的な環境で養育できるよう、障害児入所施設の小規模化やサテライト化を促進するための整備費の確保をお願いいたします。

4. 障害者の自立した生活を支えるために工賃向上に向けた横断的な取り組みを推進していただくようお願いいたします。

雇用契約に基づく就労が困難な障害のある方が福祉的就労や生産活動などのために利用する「就労継続支援 B 型」には、アパートやグループホームで自立した生活を営んでいる方が数多くいます。当協会の令和 2 年度の調査結果でも、実に 29.5%が就労継続支援 B 型事業所で働きながらグループホームやアパートで自立した生活を送っていますが、障害のある方の自立した生活には、障害基礎年金と就労継続支援 B 型事業所からの工賃が必要不可欠です。

工賃向上の取り組みにより、平成 20 年度に 12,587 円だった平均工賃（月額）は年々増加し、令和元年度には 16,369 円と 30%増額しました。平成 25 年に施行された優先調達推進法により、国や地方公共団体等からの発注は令和 2 年度に 199 億円と過去最高となりました。しかしながら、令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による製品の販売休止や受注の減少などの要因により、平均工賃が 15,776 円と減額に転じており、大変厳しい状況にあります。

- 障害者の自立した生活の推進のため、各省庁においては福祉的就労サービス利用者の更なる工賃向上に向けた横断的な取り組みを推進していただくようお願いいたします。

5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る継続的な対応をお願いいたします。

障害福祉施設・事業所では、日々新型コロナウイルス感染症の感染防止の徹底を図りながら支援を継続していますが、定期的な PCR 検査等や感染者が発生した場合の人的・費用的な負担は大きいことから、引続き新型コロナウイルス感染症対策に係る特段のご配慮をお願いいたします。